

狭山市議会委員会条例の一部を改正する条例

狭山市議会委員会条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号エ中「商工業振興課」を「産業振興課、商業観光課」に改め、
同号中オを削り、カをオとし、キからコまでをカからケまでとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。